

【原 著】

わが国の通常の学校における特別支援教育に関する判例動向
－インクルーシブ教育への示唆－

池内 美香子 辻 早紀 西野 真寿美
南 恭子 吉光 美陽 吉利 宗久

An Analysis of Court Cases Relating to Special Education in Japan: Perspective towards Inclusive Education

Mikako IKEUCHI, Saki TSUJI, Masumi NISHINO, Kyoko MINAMI,
Miharu YOSHIMITSU, Munehisa YOSHITOSHI

2016

岡山大学教師教育開発センター紀要 第6号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.6, March 2016

原 著

わが国の通常の学校における特別支援教育に関する判例動向

－インクルーシブ教育への示唆－

池内 美香子^{※1} 辻 早紀^{※1} 西野 真寿美^{※1} 南 恭子^{※1} 吉光 美陽^{※1} 吉利 宗久^{※2}

要旨：本稿では、わが国における特別支援教育システムの構築に示唆的な近時の裁判例を要約し、新たな動向を把握することを試みた。具体的には、特別支援教育をめぐる裁判のなかでも、①通常の学校における特別支援教育の問題を争点に含むもの、②過去10年間（2005年以降）に判決が下されたもの、を条件として5つの裁判例を抽出した。それらの裁判における主な経緯や争点の評釈から、通常の学校における特別支援教育が推進されるとともに、多様な教育課題が誘発されており、新たな争点も生じていることが明らかとなった。すなわち、情報開示の範囲、就学先の決定、教員の専門性、学校の情報共有体制といった実践的課題が提起されており、障害のある児童生徒および保護者の権利を重視する判断が示されてきた。「障害者の権利に関する条約」の批准をふまえ、インクルーシブ教育の実現に向けた特別支援教育システムのいっそうの発展が望まれる。

キーワード：特別支援教育、インクルーシブ教育、裁判、就学、合理的配慮

※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

※2 岡山大学大学院教育学研究科

I はじめに

2006年12月、国連は第61回総会において「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)を採択し、国際社会に対して障害のある人の包括的な権利保障を求めた。わが国においても、条約批准に向けた国内法令の整備が結実し、2014年1月になって批准を迎えた。その過程では、障害者基本法の改正(2011年8月)をはじめ、障害者総合支援法の成立(2012年6月)、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正(2013年6月)などが実現している。

これらの法は、障害のある人が受ける制限を個人の機能障害のみに起因させるのではなく、社会における様々な障壁(制度、慣行、観念など)と相對することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方に基づいている。とりわけ、障害者差別解消法は、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」¹⁾を差別と規定しており、教育に関しても、文部科学省が所管事業分野における対応指針と具体例をまとめている。

こうした制度的な整備が進む一方で、障害のある子どもをめぐるいくつかの裁判が起こされてきた。吉田・森部(2007)は、障害のある子どもの教育に

関する裁判について、①教育・訓練指導のあり方、②教育・生活環境のあり方、③担当教員のあり方の3分類をもとに、それらの概要と特徴を整理している。ただし、2007年の特別支援教育制度の本格実施により、障害のある児童生徒をとりまく教育状況は変化を示しており、新たな争点が生じている可能性もある。

そこで、本稿では、特別支援教育の制度運用のなかで提起された問題を近時の裁判例を通して把握し、新たな動向の一端を明らかにすることを目的とする。なお、障害者の権利に関する条約が掲げるインクルーシブ教育の推進を念頭に、①通常の学校における教育を争点に含むもの、②最近10年以内(2005年以降)に判決が下されたもの、を検討の対象とした。

II 行政文書非開示決定処分取消請求控訴事件

1) 事案の概要

本件〔平成19(行コ)第19号、仙台高等裁判所(平成19年12月20日)〕は、岩手県教育委員会が実施した平成18年度花巻市学習定着度状況調査について、学校別の調査結果の公表をめぐって争われたものである。

すなわち、花巻市民による花巻市情報公開条例(平

成18年花巻市条例第19号)に基づく開示請求がなされたものの、花巻市教育委員会は非開示を決定した。このため、その取消しを求めて行政訴訟に至った。原審(平成19年(行ウ)第1号、盛岡地方裁判所)が控訴人(市民)の請求を棄却したため、不服の申し立てが行われたものである。

2) 本件の争点と当事者の主張

主な争点は、本文書が条例第7条6号に規定された非開示情報(調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの)に該当するか否かであった。

教育委員会の主張は、学校別の結果を公表することにより、「テストの点数という限られた結果だけによる学校間の序列化や比較が生ずるおそれがあり、(中略)クラスの中に一人でも学習に特段の遅れのある子どもがいる場合、平均点が著しく低下し、これが公表されることによって、クラスの中でいじめや差別につながるおそれがある」というものであった。

とりわけ、障害のある児童生徒が「普通学級に在籍しながら個別支援を受ける例」の増加を指摘し、「これら個別支援を要する子どもらも、普通学級の一員として本件定着度調査を受け、集計に含まれることから、該当する児童生徒が在籍する学級、特に小規模学級においては、一人、二人の対象児の存在のために大きく平均点が下がる場合があるところ、これが公表されれば、当該児童生徒に対する差別、排除等の感情を惹起するおそれや、当該児童生徒自身の自尊心が傷付けられるおそれがある」ことを指摘した。

一方、控訴人(市民)は、全国的には学校別の学力調査結果を公表する自治体も存在し、学力向上は家庭や地域の協働が必須であることを述べた。そして、公表が学力向上の第一歩となり、学校の序列化や過度の競争は結果公表により起きるものではないとし、「障害児などが平均点を下げ、そのため障害児へのいじめや差別が起こるという点も、そのことによって県教育委員会の事務の公正や能率が不当に阻害されることにはならない」と主張した。

3) 裁判所の判断

裁判所は、学力テストの結果を学校別に公表するメリットとして、①保護者や地域住民が当該地域の学校の児童生徒の学力や教師及び学校の教育の在り

方等により関心を持つようになる、そうなれば、②教師や学校も児童生徒の学力の向上をより強く意識した教育をすることに務め、その結果、児童生徒の学力の向上が果たされる、③学力テストの学校別の調査結果の公表には、教師や学校の間に児童生徒の学力の向上に向けた、良い意味での競争が起こることも期待し得るものと思われ、それによっても地域全体の学力向上が図られるとした。

しかしながら、①結果のみが独り歩きをしやすく、学校間の序列化につながりかねない、②学力テストの調査結果は、必ずしも児童生徒の学力・学習状況を正しく反映するとはいえない、③小規模校も多く、また「就学指導委員会において『特殊学級適』と判定された児童生徒のうちかなりのものが普通学級を選択したほか、『要観察』との判定を受けた児童生徒も数多くいることにかんがみるならば、(中略)『特殊学級適』と判定された児童生徒には普通学級を選択させないといった児童生徒の能力を理由にした差別的取扱いを助長させることにもなりかねないものと思われる」とのデメリットを指摘した。

したがって、本文書の非開示情報該当性を認めた本件処分に違法はないものというべきであり、本件請求は棄却すべきものであり、この判断と同旨の原判決は相当であるとされた。

Ⅲ 特別支援学校への学校指定義務付け請求事件

1) 事案の概要

本件〔平成19(行ス)第25号、大阪高等裁判所(平成20年3月28日)〕は、aの親権者である申立人が、aは学校教育法71条の4(現75条)の病弱者に該当するとして、大阪市教育委員会に大阪市立b養護学校に就学させる指定通知を求めた事案である。裁判所は、大阪市教育委員会がaを就学させるべき学校として大阪市立b養護学校を仮に指定することとした原審(平成19年(行ク)第40号、大阪地方裁判所)を追認した。

なお、当事者aは小学生男児であり、申立人はaの母親である。相手方はb養護学校の設置主体である大阪市教育委員会であり、大阪市の病弱児が就学すべき学校をb養護学校に指定する権限を持つ。同校以外に市の設置する病弱者を対象とした養護学校はなく、b養護学校には寄宿舎があり、基本的な生活習慣の確立に向けた指導が行われ、病状改善のため病院と連携している。大阪市教育委員会は、連携病院の廃止や在籍数の減少により、b養護学校の学校

指定を停止するとした。

2) 本件申し立てに至る経緯

aはb養護学校への入学を希望し、申立人もaがb養護学校へ入学することを望んでいた。aは、以前通っていた小学校で、いじめや気管支喘息の理解不足等の理由で不登校になった。申立人は、市教育委員会にaが就学すべき学校としてb養護学校を指定しなければならない旨を通知した。

b養護学校は、病院が隣接しておらず、発作時の対応が困難であることを述べ、①aは標準的治療でコントロール可能な症状であり、b養護学校の転入と寄宿舎の入所が避けられない理由は見当たらない、②aの社会性を養うには同年代の集団による教育環境が必要である、③aと申立人の問題は児童相談所による対応が望ましい、④aと申立人は母子分離が必要で、b養護学校では母子関係の改善に繋がらないという理由から、aのb養護学校への転入学は適当でないとした。

3) 本件の争点と当事者の主張

争点は、まず①aが学校教育法71条4に定める病弱者に該当するか否かである。申立人はaが病弱者に該当すると主張し、市教育委員会は、aは病弱者には該当しないと主張した。

第二に、②市教育委員会が本件指定をしないことがその裁量権の範囲を超え又はその濫用となると認められるかという点についてである。aは病弱者に該当することに加え、元の小学校でのいじめや喘息への不理解等で不登校になっており、b養護学校に就学する特別な事情があると申立人は主張した。市教委は、aの喘息症状は標準的治療でコントロール可能であるから、aの喘息の状態は継続して医療又は生活規制を必要とする程度ではないため、b養護学校に就学する特別な事情があるとは言えないと主張した。

第三に、③本件指定がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるための緊急の必要があるか否かという点についてである。申立人が、aは市の設置する唯一の養護学校であるb養護学校で適切な教育を受けることが望ましいと主張するのに対し、市教育委員会は、aの病状から見て望ましい場所は情緒障害児短期治療施設だと主張した。

最後に、④公共の福祉に重大な影響を及ぼす恐れがあるか否かについてである。

4) 裁判所の判決

①について、aは生後6か月で喘息と診断され、何度も入院し治療を行っている。aの症状は重いものであったが、喘息発作による入院は減少し、現在は標準的治療により支障なく日常生活を送ることができると診断されている。しかし、aの喘息は、定期的な服薬をしなければ発作を起こしやすい状態にあるので、病弱者に該当しないとはいえない。

②についての裁判所の判断は次の通りであった。aの障害の程度から、特別の施設や設備、専門性の高い教員が不可欠で、教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う場として小学校が適切でないとは言にくい。aは喘息による他児からのいじめや、学校の気管支喘息の理解不足を理由に登校拒否となった。aは障害ゆえに学校生活に適応できなかったが、b養護学校はaの障害に適切な環境が整備されていることは明らかである。

また、保護者の意見は就学先の決定に反映されなければならない、申立人はaがb養護学校に就学することを望んでいる。これらより、市教育委員会がaにb養護学校に就学させるべき通知をしないことは、その裁量権の範囲を超え又はその濫用となるといえる。

③をめぐって、aは長期間不登校となり、心身の健全な発達に悪影響を受けている。市教育委員会はb養護学校が唯一の就学可能な学校ではないと述べるが、b養護学校がaの障害の内容、程度等に照らして適切な就学環境であることは明らかであると判断された。

最後に④に関して、裁判所はb養護学校の学校指定の停止の方針が決定されたが、具体的手続きは採られず、新たに同校への学校指定をされた児童生徒もいる。本件指定をしても、b養護学校の管理、運営に支障が生じるとは認められないと結論づけられた。

IV 四肢機能障害生徒の中学校就学請求事件

1) 事案の概要

本件〔平成21(行ク)第4号、奈良地方裁判所(平成21年6月26日)〕は、奈良県吉野郡下市町に住所を有する当該児が、学校教育法施行令における肢体不自由者に当たるものの、認定就学者²⁾に該当するとし、行政事件訴訟法に基づき、町教育委員会に対して、当該児の就学先として町立A中学校を仮に指定するよう求めた事案である。

当該児は、低体重児として出生し、四肢機能障害を有し、身体障害者手帳1級を所持していた。そして車椅子を用いて生活し、定期通院をしながら、自宅でのリハビリを行っていた。当該児は、就学前、奈良県内の私立幼稚園に通園していたが、保護者の要望から、認定就学者として、地元小学校である下市町立G小学校へ就学した。当該児は、6年間、体育を含む全ての授業を通常の学級の児童らと共に受け、学校行事にも参加していた。当該児の保護者は、当該児が小学校卒業後も、地元の町立A中学校へ就学させたいと考え、町教育委員会と交渉を重ねたが、教育委員会は「A中学は階段が多く、当該児及び介助員の生命が保証できない」、「当該児が認定就学者に該当するとは認められず、就学すべき中学校は奈良県立H養護学校が望ましい」という回答に終始し、交渉は決裂した。当該児は、平成21年4月1日以降、養護学校には通学せず、養護学校教員による訪問教育を受けていた。平成21年4月28日、当該児は、町教育委員会を被告として、同教育委員会が当該児の保護者に対し、就学すべき中学校としてA中学校を指定することの義務付けを求める訴えを起こした。

2) 本件の争点と当事者の主張

争点は、①就学予定者の就学すべき中学校を指定する行為の法的性質及び当事者適格について、②当該児が認定就学者に該当するか否かについて、の2点であった。

町教育委員会の主張は、①施設の構造、設備等の問題（校舎は4階建てで、エレベーターがなく、スロープもない、介助員と教員による車椅子の昇降は危険等）、②肢体不自由者を指導できる専門性の高い教員の確保の困難性、の2点であった。

当該児と保護者の主張は、当該児が小学校就学時に心身機能と学力を向上できたのは、G小学校の通常の学級で他の児童らと共に学ぶことで、障害を克服しようとする意欲を維持し、努力を続けた結果である。そのためA中学校への就学を強く希望している、という主旨であった。

3) 裁判所の判断

裁判所は、町教育委員会が、A中学校の現状の施設、設備及び教員の配置に固執したまま、現状において取りうる手段や改善の余地等を検討することなく、当該児の障害の状態に照らして、同校において

適切な教育を受けることができる特別の事情があるとは認められないと判断した。また、当該児が認定就学者に該当するか否かにつき、慎重に判断したとは認め難く、著しく妥当性を欠き、特別支援教育の理念を没却するものとして、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして申立を認容した。

下市町側は、A中学校での就学が困難な理由として①施設の構造、設備等の問題、②専門性の高い教員の確保の困難性、を主張していた。しかし本件決定は、①については、各学年の教室を変更して階段の昇降回数を減らしたり、バリアフリー化のための国庫補助により整備できたり、可能な範囲でスロープを設置するなど工夫を試みる余地はあると判断した。②については、国の特別支援教育支援員の配置への地方財政措置があること、専門性のある教員の必要性については、教員による補助が必要なのは、申立人の四肢機能を補うことが主であり、在勤のA中学校の教員らで対応可能であると述べ、下市町側の主張を斥けた。

V 小学校での周知体制整備義務を怠った過失への損害賠償請求事件

1) 事案の概要

本件〔平成15（ワ）4510、大阪地方裁判所（平成17年11月4日）〕は、主に小学校に就学していた児童の広汎性発達障害からくる極度の偏食への指導体制をめぐる争われた。原告児童は広汎性発達障害で、障害特性に起因する味覚過敏由来の極度の偏食があった。過去、通園していた保育園の保育士から「給食を食べなかったらお化けをなおしてある倉庫に入れる」との話を聞かされるなどし、食べることを無理強いする指導を受けたため、外傷後ストレス障害（以下、PTSD）を発症した。だがその後PTSDはほぼ回復した。

小学校への就学後は、児童に対する安全配慮ないし保護義務違反により、障害特性の情報が十分把握や活用をされないまま指導がなされることとなった。そのため、小学校で児童の担任は、好き嫌いが障害特性からくるものと知らず、無理やり食べさせる給食指導を続けた。そのような指導が続けられた後、児童にPTSDが再発した。児童は不登校状態となったため、原告である親権者（母）が他校就学を求めた。しかし、市教委は指定外就学を認めなかった。このことに対し、原告は、教育を受ける権利を侵害されたとし、市を相手取り国家賠償法に基づき330

万円の損害賠償を求めた。児童への聴取不十分との学校側の過失を認め、市に132万円の支払いが命じられた。

2) 本件の争点と当事者の主張

本件の争点は、①教諭の故意又は過失行為の有無、②小学校（長）の安全配慮義務違反の有無、③市教育委員会（以下、市教委）の裁量逸脱の有無、④原告の損害と教諭の行為等との因果関係の有無及び原告の損害額の4点である。

各争点に関する原告の主張は、①PTSD再発防止のため小学校への配慮と無理に食べさせない指導の要望をしたが、無視や軽視した指導がなされた。②児童の学校生活の安全または保護の義務がある。③他の小学校では通学できる可能性があり、市教委の措置は裁量逸脱で、違法である。④小学校の安全配慮義務違反により、PTSDが再発した。教諭からの無理に食べさせる指導後、症状が悪化した。また、市教委の恣意的裁量により、指定外就学が不許可となり小学校に通学できず、教育を受ける権利が侵害された。これらの損害の金銭換算の合計は330万円である。

対する被告の主張は、①給食指導を行わないことの要望はなく、慎重な指導を実施していた。②食事に関し、極度の偏食と虐待の要因が偏食であったこと以外、説明や要望はなかった。教諭への引継でも、給食の話題はなかった。③市教委は指定外就学を許可基準に従い許可しなかったにすぎず、措置に裁量逸脱や濫用が認められないのは明らかである。④PTSD診断の正確性は疑問である。教諭の給食指導によるPTSD再発の事実は到底認められない。フリースクールへの通学は原告の独自判断であって、被告の通学費用負担の理由はない。

3) 裁判所の判断

争点の①について、教諭の故意又は過失行為は、教諭の給食指導に義務違反行為があったとはいえないとされた。②では、小学校（長）の安全配慮義務違反は、小学校（長）が原告の状態や配慮事項の聴取をし、教諭らへ周知する体制を整える義務があるのに怠った過失があるとされた。③市教委の裁量逸脱は、転校を認めなかった措置に裁量逸脱はないとされた。④をめぐって、原告の損害と教諭の行為等との因果関係及び原告の損害額は、原告の親権者（母）の本件小学校に対する説明が十分になされな

かったことも原告のPTSD悪化に寄与しているというべきであり、6割の過失相殺を認めるのが相当であるとされた。したがって、損害額は120万円とされた。また、弁護士費用のうち12万円が、小学校（長）の義務違反行為と相当因果関係ある損害と認められた。以上損害額120万円と弁護士費用のうち12万円をあわせた132万円の支払いが、原告である市に対して命じられた。

VI 自閉症児負傷事故損害賠償事件

1) 事案の概要

本件〔平成18年（ワ）第2354号、東京地裁八王子支部（平成20年5月29日）〕は、自閉症児である原告及びその保護者が、担任による同児童の倉庫閉じ込め行為及びそれによる転落負傷事故について、担任教諭、校長、小金井市に対して損害賠償と謝罪文の交付を求めた事案である。なお、原告一郎は当時小金井市立小金井第A小学校の心身障害児学級に在籍していた3年生の自閉症児である。

（1）本件学校の体育館倉庫の状況

本件学校の体育館は校舎2階に位置し、その北側に4つの倉庫が設置されている。（西から「倉庫1」「倉庫2」…とする）倉庫3は約20.9㎡の広さで、南側に体育館に通じる鉄製の内開ドアがあり、北側に床から1mの高さに幅1.8mの腰高窓が2つある。

（2）本件事故の経緯

平成16年11月26日担任は、2校時の授業のため児童らを体育館に移動させた。その時原告である子どもが倉庫1と2に入ったため、担任が「体育倉庫に入ってはいけません」と注意した。それでも子どもが倉庫3へ入ってしまったため、担任が扉を開けて「倉庫に入ってはいけないといったでしょう。そんなに入っていたかったら入っていなさい」と叱責し、倉庫3の扉を閉めた。担任は子どもが倉庫から出るのを待っていたが、出てこないため扉を開けると姿がなかった。その後、子どもが顔面から出血しながら校舎内へ走ってくる姿が目撃されており、病院の診察の結果、オトガイ部裂傷、顎関節症、歯牙破損、打撲等の傷害を負った。

2) 本件の争点と当事者の主張

争点は、まず①本件事故の態様についてである。子ども側は担任が子どもを閉じ込めたため、脱出しようとして5.3m下の地上へと転落し傷害を負ったと主張し、学校側は様々な可能性があるため原因の特定

はできないと主張した。

次に、②故意・過失及び調査報告義務違反の有無である。子ども側は、担任による閉じ込め行為は故意行為にあたり過失が認められ、かつ学校側は事件について虚偽の説明をしたため調査報告義務違反になると主張した。学校側は、閉じ込め行為は指導であり過失は認められず、また調査にも全面的に協力したため報告義務に違反しないと主張した。

さらに、③安全配慮義務違反の有無について、子ども側は倉庫の窓に転倒防止用の柵等が設置されておらず設備面について安全配慮義務違反に当たると主張し、学校側は倉庫への立ち入りを禁止しており、窓へも容易に近づける状態でなかったため違反しないと主張した。

そして、④被告市の責任の有無について争われた。子ども側は営造物の設置と管理の瑕疵に当たるため損害賠償と市報への謝罪文の掲載等を請求し、一方、市は瑕疵には当たらず損害賠償を負う必要はないと主張した。最後に、⑤校長と担任の個人責任が争点となった。

3) 裁判所の判断

争点の①について、現場検証と事情聴取等から判断すると、原告は倉庫3の腰高窓から脱出し地面に落下した際に負傷したと判断した。

②については以下のとおりである。担任教員は事故当時特別支援学級担当として5年弱の経験を積み、その間心身障害児の教育指導に特化した研修を受けていた。また原告保護者と日課表のやり取りをし、原告に多動性があり、理解できない場面でパニックを起こす等の行動から、原告に危険認知能力や判断が乏しい面があることを認識していたといえる。また、確実に児童に伝わる指示をし、否定的な言葉を避ける等の工夫によって原告を安全に倉庫から出すことは可能であったと認められることから、本件事故は十分予見可能であったと判断し過失が認められた。

③については、特別支援学級の設置されている学校の校長及び当該地方公共団体は、自閉症児をはじめとする知的障害を有する児童の安全を確保すべき高度の注意義務を負っていると解するのが相当であるとした。本件については倉庫への出入りの禁止や倉庫内の整備の状態から原告の主張は採用できず、安全配慮義務違反にはならないと判断した。

④について、安全配慮義務違反はなく、営造物の

設置と管理の瑕疵はないとした。⑤についても責任はないとし、以上から結論として原告の請求は理由があるためこれを認容することとし、担任による閉じ込め行為の点につき損害賠償を肯認し市に総額約400万を支払うことを命じた。

VII 今後への示唆

ここまで、5つの裁判例を取りあげ、それらの主な経緯や争点を整理してきた。近年、通常の学校における特別支援教育の展開とともに、多様な教育課題が議論を誘発し、新たな争点も生じている。

学力テストの開示請求訴訟(Ⅱ)は、公開すべき情報の性質とともに、学校における教育評価方法の検討の必要性を暗示しているともいえる。障害者差別解消法(2015年4月施行)は、「障害を理由とした不当な差別的取扱い」を禁止し、社会的障壁の除去を必要とする際の「合理的な配慮」の提供を規定している。学校においても、多様な教育成果の一律的な評価方法・基準に限らず、児童生徒の成長・発達を適切に評価する視点や工夫も今まで以上に必要となる。その際、合理的配慮の提供をめぐる妥当性の判断も課題となろう。

また、就学をめぐる問題も残されている。これまでも、就学先をめぐる訴訟が提起され、議論を巻き起こしてきた(杉山, 2014)。本稿で取り上げた特別支援学校への学校指定義務付け請求訴訟(Ⅲ)と、中学校への「認定就学」請求訴訟(Ⅳ)では、求められた就学先の方角性(特別支援学校と通常の学校)が対照的である。しかし、双方では、障害のある児童生徒や保護者の意向を重視する判決が下された点で共通性がみられた。

学校教育法施行令18条の2は、就学先決定における保護者の意見聴取義務を規定し、それは拡大の方角にある(「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成25年9月1日付25文科初第655号))。適切な実態把握とともに、十分な情報提供をしつつ、保護者・本人の意向を反映した就学先の決定が今後重要になる。

最後に、学校における周知体制整備義務違反訴訟(Ⅴ)、自閉症児負傷事故損害賠償訴訟(Ⅵ)から、学校・教員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題として浮き彫りにされた。学校内で情報を効率的に共有するシステムを構築し、個々の教員が障害の特性理解や個別の教育支援計画策定をはじめとする高い専門性を確保していくことは、インクルーシ

ブ教育の実現のために不可欠な要因ともなる。

「障害者の権利に関する条約」の批准をふまえ、わが国の特別支援教育システムのいっそうの発展が望まれている。より広範な裁判例の分析から、新たな傾向と課題を継続的に把握し、改善策をいち早く検討することも重要になる。

注

- 1) 障害者の権利に関する条約（第2条）における「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。
- 2) 従来、障害に応じた適切な就学のための人的・物的環境が整備されている場合、就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する障害のある者を「認定就学者」として小学校又は中学校に就学させることが認められてきた（「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付14

文科初第291号）。現在、「認定就学者」の制度は廃止され、特別支援学校に就学する者を認定する新たな「認定特別支援学校就学者」の規定が導入されている（「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」平成25年9月1日付25文科初第655号）。

文 献

杉山有紗（2014）憲法14条1項が禁止する障害者差別—形式的平等と社会構造の再検討の要請と関係を中心に、ソシオサイエンス, 20, 128-143.

吉田 恵子, 森部 英生（2007）障害児教育をめぐる裁判例. 群馬大学教育学部紀要(人文・社会科学編), 56, 249-277.

【付 記】

本稿は、大学院講義における判例報告をもとに執筆されたものである。分担は、Ⅱ（南）、Ⅲ（吉光）、Ⅳ（西野）、Ⅴ（池内）、Ⅵ（辻）となっており、吉利が導入、まとめ及び全体の推敲を行った。

An Analysis of Court Cases Relating to Special Education in Japan: Perspective towards Inclusive Education
Mikako IKEUCHI, Saki TSUJI, Masumi NISHINO, Kyoko MINAMI, Miharuru YOSHIMITSU, Munehisa YOSHITOSHI

(Abstract) The purpose of this research was to analyze trends in Japan regarding special education court cases. We provides a summary and analysis of five recent court decisions for special education. A recent development in special education has created the new situation. The most predominant issue in dispute was educational rights for students with disabilities and their parents. Through the synthesis of these cases, we suggests that local school boards, school principals, administrators and teachers should reconsider objectives and principles of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. There is a need for improvement of knowledge and understanding for school system that is aligned with the inclusive education movement.

Key words : special needs education, inclusive education, court decisions, school attendance, reasonable accommodation

※ 1 Student at the Graduate School of Education, Okayama University

※ 2 Graduate School of Education, Okayama University
